

提供から見た錢貨の呪力

榮原永遠男

The Magical Power of Coins from the Perspective of Their Provision
SAKAHARA Towao

はじめに

- ① ハツホとしての錢貨—貞観永宝の場合
- ② 新錢の奉納・賜給
- ③ 錢貨Ⅱハツホの根拠
- ④ 錢貨の呪力と神仏
むすび

【論文要旨】

六国史に見える錢貨を他者に提供する行為を分析すると、王権や国家などの提供者と錢貨との関係が見えてくる。貞観永宝の新鑄錢が、ハツホとして鑄錢所近くの神に奉納された点に注目して、他の錢貨の場合を検討すると、新鑄錢をハツホとして神に奉納することが重視されていたことがうかがえる。

和銅顯出の詔、陸奥産金の詔勅、大宝産金の記事によると、貴重な金属は天皇の統治する国土に存在するものであり、その出現は、天神地祇や天皇霊が天皇の国土統治の正当性を保証したことを示すものであった。錢貨は、かかる貴重な金属から作られたものであるために大地が産み出したものと認識され、その故にハツホと意識された。ハツホとしての新鑄錢を、天皇が神々へ奉納することは、自らの国土統治の正当性を神々に確認する意味が込められていることになる。また、皇族・臣下に対する賜与

はハツホの分与であり、皇族・臣下に天皇の国土統治を確認させる意味があった。

延喜式と六国史における錢貨提供記事を全体的に見ると、錢貨を神祇関係の祭祀料として用いる事例は少なくはない。神祇関係の錢貨奉納については先に述べたが、仏教関係の錢貨の提供では、王権と仏をつなぐ物として錢貨が機能しているが、それは錢貨の呪力が媒介になっていない。

日本においては、錢貨が大地の産物と認識されていた点は重要である。日本における錢貨の呪力の根源は、この点から理解すべきである。錢貨は、大地の産み出したものであるが故に呪力があると認識されたのである。

【キーワード】ハツホとしての錢貨、鑄錢司、貴金属の産出、天皇の国土統治、錢貨の呪力

はじめに

六国史には、ある主体が錢貨を他の主体に差し出す事例が多く見られるが、これらの事例については、それを全体としてまとめて検討されたことは、これまでほとんどない。しかし、これらを仔細に検討することによって、日本古代における錢貨の呪力の淵源、錢貨と神仏との関係などについて、いくつかが手がかりを得ることができると期待される。そこで、本稿では、この点の検討を行いたい。

錢貨を差し出す行為は、六国史などでは「奉」「献」「供」「賜」「給」「授」「施」などさまざまに表現されている。このうち「奉」などは、自分よりも上に位置する者へ錢貨を差し出す場合であり、「賜」「給」「授」「施」などは、下位の者へ差し出す場合である。六国史その他の史料を検討すると、基本的にはこれらの違いが明確に意識され、区別して用いられていることがわかる。したがって、この点に注意をして検討していくと、錢貨をめぐる関係者の位置関係が見えてくる。

この両者の表現では、錢貨の移動する方向が反対であるが、錢貨を差し出すという点では共通している。しかし、これらの錢貨を他者に差し出す行為の全体を総括する言葉は、六国史その他の史料では見あたらない。そこで、本稿では、これらを総合して、熟さないが「提供」という語で表現することとする。

① ハツホとしての錢貨―貞観永宝の場合

表1は、六国史にみえる錢貨の提供に関する史料を整理したものである。ただし、給与などの恒常的支出は省略している。「提供」欄は、その錢の提供が、「賜」ったものか、「施」されたものか、「奉」られたもの

か、などの区別を示したものである。「神祇関係」「仏教関係」「皇族・官人・官司等」「救貧」欄は、錢貨の提供対象を区別して整理している。「賭」欄は射のために錢貨が提供された場合を示している。すなわちこの表1は、どのような対象に対して、どのような場合にどのように錢貨が提供されたのかをまとめたものである。

表1を通覧すると、錢貨提供の主体がほとんど王権や国家であることに気づく。この点は、この表が六国史の史料をまとめたものであるという点では当然のことである。しかし、それに留意すれば、個別具体的な錢貨の提供のされ方を検討することによって、王権や国家の錢貨に対する認識がうかがうことができるはずである。このような観点にたつて、以下考察を進めたい。

そこでまず最初に、貞観永宝の発行前後の事情に注目するところから始めたい。

- (1) (貞観12年正月) 廿五日戊寅、(貞観永宝発行詔)
- (2) (2月) 廿五日丁未、(中略) 令備中備後兩國採進鑄錢料銅、
- (3) (8月) 五日乙酉、(中略) 是日、鑄錢司進新鑄貞観錢一千一百十貫文、勅進獻太皇太后宮及淳和院各五十貫文、賜東宮二十貫文、頒賜親王已下五位已上見參者各有差、自諸司六位官人、迄諸衛府駕輿丁衛士、皆預恩資焉、
- (4) (11月) 八日丙辰、先是九月十一日、内裏有犬産穢、停奉幣伊勢大神宮使、是日、遣大舍人頭從五位上礪江王、奉常幣并鑄錢司及山城国葛野郡鑄錢所等新鑄錢、
- (5) 十七日乙丑、(中略) 是日、分遣使者諸社、奉鑄錢司及葛野鑄錢所新鑄錢、賀茂御祖別雷兩社使前安芸介從五位下大中臣朝臣是直、松尾社使神祇權大祐正六位上齋部宿禰高善、稻荷社使神祇大祐正六位上大中臣朝臣常道、石清水社使主水佑正六位上大中臣朝臣坂田麿、平野社使神祇少副正六位上大中臣朝臣有本、梅宮社使

表1 六国史における銀貨の提供

(1/5)

No.	年	月	日	銅銭	詔勅	提供	対象物	神祇関係	仏教関係	皇族・官人・官司等	救貧	賭	備考	
	和銅	1	8	己巳10										
1	養老	2	2	甲申19		賜	緋布銭			従駕百寮～輿丁				
2	天平	1	5	甲午5		給	銭1000文			奉騎人等、不問位品			天皇御松林	
3		3	11	庚戌5		賜	銭			親王300貫、大納言250貫、正3位200貫、自余各有差			天皇御南樹苑	
4		13	③	乙亥25	和同開珎	勅	賜	銭			百官主典已上 中衛兵衛			
5		14	8	丁丑5		詔	授、賜	従4位下、太秦公之姓、銭100貫、 緋100疋、布200端、綿200屯			造宮録正8位下秦下 嶋麻呂			以築大宮垣
6		16	8	乙未5		詔	授、賜	従5位下、食封50戸、緋100疋、 布200端、綿200屯、銭100貫 正6位上、緋40疋、布80端、綿80 屯、銭40貫			蒲生郡大領正8位上 佐々貴山君親人 神前郡大領正8位下 佐々貴山君足人			伐除紫香樂宮辺山 木
7		4	1	丁卯5			賜	銭			陪従5位已上			
	4	3	丁丑16											
8	天平宝字	4	8	己卯22			賜	新銭	諸神主	新京諸大小寺 僧綱大尼	百官主典已上			
9		8	9	戊戌4		賜	几杖、新銭10万文			御史大夫従2位文室 真人浄三			致仕	
	天平神護	1	9	丁酉8										
10		1	⑩	庚寅2	神功開宝	詔	賜	新銭			内豎・衛府			
11	延暦	11	1	甲子9			賜	銭			5位已上		射	於猪隈院
12		12	6	丙寅19			賜	銭			5位已上			
		15	11	乙未8										
13		15	11	辛丑14	隆平永宝		奉	新銭	伊勢神宮 賀茂上下2社 松尾社					
							施			7大寺 野寺				始用新銭
							賜				皇太子親王～職事正 6位已上			
										僧都律師				
14		16	1	癸丑26			賜	銭			5位已上			幸近東院宴
15		18	1	甲寅9			賜	新銭			5位已上 3位3000文 4位2000文 5位1000文			
16		22	6	辛巳2			賜	銭			侍臣			曲宴
17		22	9	癸酉25			賜	銭			5位已上			遊獵的野
18		24	10	甲辰9			賜	銭			5位已上			宴楽
19	大同	2	5	癸丑26			賜	新銭			5位已上			幸神泉苑宴飲
20		3	5	甲午13		賜	銭			群臣			幸神泉苑宴	
21		4	7	壬子8		賜	新銭100貫				従4位下橘朝臣常子			

〔提供から見た銭貨の呪力〕……栄原永選男

表1 六国史における銀貨の提供

(2/5)

No.	年	月	日	銅銭	詔勅	提供	対象物	神祇関係	仏教関係	皇族・官人・官司等	救貧	賭	備考					
22	弘仁	2	7	甲辰12	隆平永宝	賜	銭			陪侍之人			幸神泉苑					
23		3	7	庚辰24		賜	銭			陪侍者			幸神泉苑					
24		4	7	丙寅16		賜	銭			4位3万、5位2万			宴後庭合歡樹下					
25		4	8	丁酉17		賜	利銭			鑄銭官人			禄					
26		4	11	丁丑28		勅	賻	布140段、銭11貫、米7斛		故伝灯大法師位慈賢								
27		6	6	癸亥24		賻		綿31匹、布50端、銭200貫			業子内親王							
28		7	3	壬辰27		賜		銭					左右近衛射	民部宮内奉獻酒食銭300貫				
29		7	4	辛丑6		賜		開銭					左右近衛射	幸神泉苑 左右馬寮奉獻開銭400貫				
			9	11		辛卯1												
30		9	11	乙酉5	富寿神宝	賻	銭	銭綿綿米商布			治部卿4品坂本親王							
31		10	6	庚戌4		給	銭				京中窮弊者							
32		12	7	丁巳23		施		新銭2万		空海法師								
33		13	7	丙申8		班給		新銭100貫				諸王貧者						
34		14	1	丙子20		賜		新銭100貫			大和国			築益田池料				
35		14	2	丙戌1		賜		銭				左右京飢民						
36	天長	5	6	己巳15		賜		召内蔵寮銭300貫			見参侍従已上			御紫宸殿賜飲				
37	承和	1	2	甲午13		勅		新銭2万文					上射	御射場				
						分賜							大臣～近習射					
			2	1	戊辰22													
38			2	10	甲午23		分賜	新銭			見参親王～5位已上			令大蔵省進新銭				
							奉	新銭各10万文			嵯峨院、淳和院							
							賜	新銭2万文			皇太子							
39			2	10	己亥28	勅	供施	新銭4万文		京城有名之寺仏僧								
40		承和昌宝	5	2	癸巳5	備		右大臣従2位藤原朝臣三守積置銭布(賭物)					侍臣射	御内裏射場				
41			6	10	己酉1			新銭20貫文(賭物)					伴宿祢雄堅魚、伴宿祢須賀雄圍碁	圍碁				
42	7		5	癸未8	奉充		絹500匹、布100端、調布1000端、商布2000段、銭500貫、鉄80挺、鋤200口、白米100斛、黒米100斛						御葬料					
43	7		5	乙未20	賑給		飯米銭				京中飢病							
44	9		7	戊申16	奉充		商布2000段、銭1000貫						御葬料					
45	9		7	壬子20	班給		6万銭				失火百姓							
46	12		2	庚子23			承和銭20貫(賭物)					射	皇太子、禁中射場					
			1	9	乙亥19													
47	嘉祥	1	10	丙申10	長年大宝	賜	銭					射	御内裏射場					

表1 六国史における銀貨の提供

(3/5)

No.	年	月	日	銅銭	詔勅	提供	対象物	神祇関係	仏教関係	皇族・官人・官司等	救貧	賭	備考	
48	嘉祥	2	10	癸卯23		賑恤	銭50万				京中飢民		大皇太后	
							新銭40貫文		7 大寺梵釈崇福延暦寺			大皇太后、祈冥翊		
49		2	⑫	己未10		賑給	銭米				京城窮者		乘輿順省京城	
50		3	3	丙戌 8			各承和銭1000文(燈料)		両京畿内近江丹波100寺				帝釈像100鋪安置	
51	天安	2	8	戊戌10		施	度者 8 人、縑80疋、調布商布交易布各80段、綿80斤、銭 8 万貫、米 80石		内供奉十禪師伝灯大法師位光定					
52		1	4	8 癸巳		親王公卿殿上 6 位已上奉	嚙銭		(内殿灌仏)					
		1	4	28癸丑										
53		1	10	28庚戌		奉	新鑄銭	諸名神社諸山陵						
						頒賜				親王已下				
54		2	4	11辛卯	詔	賜	新銭 3 万			侍從厨			准拋承和仁寿旧跡	
55		2	5	11庚申		施	米600斛、塩35斛、醴32斛、粽1500枚、櫃飯40合、筒飯500合、糝飯16960枚、海藻33300斤、銭125000文		僧尼優婆塞優婆夷		隠居飢窮之輩		合計29674人 淳和大后齋会	
56		2	⑩	2 戊申		賜	銭米				京師貧窮者		皇太后宮齋講畢	
57	貞観	5	7	27丁巳	勅	施入	新銭100貫、鉄100挺		東大寺、興福寺、元興寺、大安寺、薬師寺、西大寺					修理料 勅施入、中宮鉄
							新銭30貫、鉄30挺		延暦寺、新薬師寺					
							新銭20貫、鉄20挺		豊浦寺、本元興寺、招提寺、天王寺、崇福寺、知識寺					
							新銭15貫、鉄15挺		梵釈寺、比叡西塔院、東寺、西寺					
58		6	11	7 庚寅	詔	免除	借絹130疋、綿300屯、調布400端、銭3300貫			無品人康親王家				
59		8	③	1 丙午		頒給	新銭 5 万文、飯2500俵				京城貧窮者		鴨河辺	
60		9	2	17丁亥	詔	賑恤	米320石、粳2000石、塩35斛、新銭100貫				東西京乏絶之人			
61		10	12	5 甲子	勅	嚙	嚙銭		近京40寺、平城40寺				賀皇太后春秋盈40	
		12	1	25戊寅										
62		12	8	5 乙酉	勅	進献	新鑄貞観銭各50貫文				大皇太后宮、淳和院			鑄銭司進新鑄貞観銭1110貫文
						賜	新鑄貞観銭20貫文				東宮			
						頒賜	新鑄貞観銭				親王～5位已上見参者			
		12	11	8 丙辰		奉	鑄銭司及葛野鑄銭所新鑄銭	伊勢大神宮						

[提供から見た銭貨の呪力]……栄原永選男

表1 六国史における銀貨の提供

(4/5)

No.	年	月	日	銅銭	詔勅	提供	対象物	神祇関係	仏教関係	皇族・官人・官司等	救貧	賭	備考		
63	貞観	12	11	17乙丑		奉	鑄銭司及葛野鑄銭所新鑄銭	賀茂御祖別雷両社、松尾社、稲荷社、石清水社、平野社、梅宮社、春日社、大原野社 宗像・櫛谷・清水・堰・小社5神					ハツホ 早穂20文、15文		
64		14	3	7丁丑		充	銭50万						祈禱之費、太政大臣患咳逆		
65		14	5	22辛卯		賜	官銭40万			渤海国使			市人与客徒私相市易		
66		15	11	1壬戌		給	厨家及大藏省銭			預席者			就候疋酬飲		
67		16	4	22庚戌	貞観永宝	勅	奉遣	白絹30疋、赤絹100疋、糸100絢、調布500端、貞観銭100貫文、鉄200挺、白米50斛、黒米50斛			淳和院			労問淳和院火災	
68		16	4	27乙卯		勅	賜	新銭3700貫			親王及源氏			令各買居宅	
69		16	8	21丁丑		詔	賜	新銭10貫			後院		手談賭物	宴会於侍從局	
70		17	1	29癸丑			給	新銭3貫文、米1斛5斗、商布30段			右衛門火長大原雄広麿			官給 殯料	
71		17	2	11乙丑			充	囃物内藏寮後院銭		近京及平城諸寺				修善諷誦	
72		17	6	13甲子			充	新銭		15大寺				転読大般若経、祈雨	
73		18	12	8辛亥		勅	令諸司奉	白綾200疋、綾300疋、白絹500疋、絹2000疋、帛500疋、白糸300絢、糸700絢、細屯綿1000屯、石見綿400屯、調綿10000屯、庸綿5000屯、細布1000端、調布2000端、新銭200貫文			太上天皇宮				
74		元慶	3	10		23己卯		奉	綿2000屯、銭100貫文			粟田院			路中之施行料
75			4	6		7己丑		充	内藏銭1万					囲碁賭物	
76			4	11		29己卯	詔	供	新銭3貫文(各寺の僧)		東大寺、興福寺、元興寺、西大寺、薬師寺、大安寺、法隆寺、招提寺、延暦寺				修功德、太上天皇聖体乖予未有平損 転読大般若経 寺別請名僧20口
77	4		12	5甲申			進	大藏省商布2000段、貞観銭100貫文		円覚寺					
78	8		4	8戊戌			太政大臣已下奉	囃銭						於御在所灌仏	
79	8		6	23壬子		勅	充	近江国米156斛、丹波国米379斛、貞観銭12貫文		嘉祥寺					造五重塔料

表1 六國史における銀貨の提供

No.	年	月	日	銅錢	詔物	提供	対象物	神祇関係	仏教関係	皇族・官人・官司等	救貧	賭	備考
80	仁和	1	6丙戌	貞観永宝	物	太政大臣 獻	贈物新錢40貫					賭射	天皇御射殿
81		2	15乙丑			大藏省錢4000文(毎月)	送				内膳司		
82	仁和	2	6	18丙寅		供料	新錢						東大寺、元興寺、 興福寺、兼願寺、 延暦寺、各新錢5貫 文 西大寺、法華 寺、大友寺各4貫 文 法隆寺3貫文

(5/5)

大監物従五位下橘朝臣茂生、春日社使雅楽少允従七位上大中臣朝臣冬名、大原野社使主水正六位上大中臣朝臣鹿主、又近於葛野鑄錢所宗像、櫛谷、清水、堰、小社五神、奉鑄錢所新鑄錢、

〔以上『日本三代実録』〕

これらの史料によると、貞観12年(870)正月25日に貞観永宝発行の詔(1)が出された翌月に、備中・備後両国に鑄錢材料の銅を鑄錢司に供給することが命じられている(2)。これによって鑄錢司は貞観永宝の鑄造を本格化させたとみられる。

それから5ヶ月余がすぎた8月5日に、鑄錢司から「新鑄貞観錢一千一百十貫文」が中央に「進」められてきた(3)。新たな錢貨発行の詔勅が出されてから、実際にその新鑄錢が鑄錢司から中央に進上されてくるまでには、数ヶ月から1年近くの時間がかかるのが通例であった。

新鑄錢が進上されてきたので、勅により大皇太后宮(藤原順子か)と淳和院に各50貫文が「進獻」された。また東宮に20貫文を「賜」わり、親王以下5位以上の見参者に差をつけて「頒賜」され、諸司の6位の官人から諸衛府の駕輿丁や衛士にいたるまでみな「恩賚」に預かった(3)。

このうち大皇太后と淳和院に対しては「獻」という上位のものにたて

まつる語が使われている。これは清和天皇からみて目上の者に対する敬意表現であり、天皇からの提供という点では、皇太子以下に対する「賜」と実質的に異なるところはない。

その後、内裏で犬産穢があったため9月11日以来停められていた奉幣伊勢大神宮使を、11月8日に大舍人頭従五位上磯江王を派遣し、常幣と併せて「鑄錢司及山城国葛野郡鑄錢所等新鑄錢」を伊勢神宮に「奉」らせた(4)。

ついで11月17日には、使者を賀茂御祖別雷両社・松尾社・稻荷社・石清水社・平野社・梅宮社・春日社・大原野社など9社に分遣し、「鑄錢司及葛野鑄錢所新鑄錢」を「奉」っている。さらに葛野鑄錢所に近い宗像・櫛谷・清水・堰・小社の5神にも「鑄錢所新鑄錢」が「奉」られている。『日本三代実録』には、その際の告文が引用されている(5)(後述)。

この経過によると、新鑄された貞観永宝が鑄錢司から中央に進納されてくると、すぐさま大皇太后宮・淳和院、東宮・親王以下の有位の官人たち、また駕輿丁・衛士に至るまで、その新鑄錢が賜給され、つづいて伊勢神宮、賀茂御祖別雷両社以下の諸社、宗像神以下の諸神に奉納されたことがわかる。

このうち賀茂御祖別雷両社以下の9社、宗像神以下の5神への奉納は

11月17日乙丑になされている。この時点は、その直後の19日丁卯条には「夜、天皇御神嘉殿、齋肅親奉新嘗祭」とあり、さらに20日戊辰条に「天皇御紫宸殿、賜宴群臣、大歌五節舞如常、宴畢、賜祿各有差」[とも]に『日本三代実録』とあるように、新嘗祭や豊明節会の直前に当たっている。9社のうち賀茂御祖別雷両社・松尾社・稲荷社・平野社・梅宮社・春日社の7社は、新嘗祭の班幣の対象となっている社である。石清水社は勧請直後であり、大原野祭は四時祭に位置づけられている重要社であるので、7社に準じて新鑄銭が奉納されたのであろう。

また伊勢大神宮への新鑄銭の奉納は、本来は9月任命の奉幣伊勢大神宮使によつてなされるはずであったので、神嘗祭の直前に奉納される予定であったと見られる。しかし、触穢のために11月8日に使者が派遣されることになったものである。出発までの準備と輸送の所用日数を考慮すると、新嘗祭が意識されていたと推定することができよう。

これらのことは、貞観永宝の場合、新嘗祭やそれと連動する神嘗祭と新鑄銭の奉納とが、何らかの関係を持っているのではないかと予測されるのであろう。

さらに注目すべきことは、宗像神などに新鑄銭をたてまつった際の告文である。

(6) 天皇我詔旨止、宗像神乃前尔申賜倍止申久、依年序漸積貨幣已賤天、改饒益神宝為貞観永宝、常乃鑄銭司路遠妨多尔依天、加太部加太部於山城国葛野郡天令鑄作、今神社件鑄銭所尔近久坐須、仍所鑄作之早穗^{ハツホ}廿文^{ハツホ}左馬助從五位下多治真人藤吉^{ハツホ}乎差使天令捧持天奉出賜布、此状^{ハツホ}乎聞食天、国家平安志天、貨幣豊足之米賜倍止申賜波久止申、

この告文は宗像神に捧げられたものであるが、その内容を要約すると、次のようなものである。

(イ) 時間が経過したことにより貨幣が賤しくなったので、饒益神宝を貞観永宝に改めた。

(ロ) 常の鑄銭司は遠方で妨げが多いので、山城国葛野郡において鑄作させた。宗像神は鑄銭所の近くに鎮座している。

(ハ) そこで、鑄作した早穗^{ハツホ}二〇文を奉る。

(ニ) この状をお聞きになって、国家を平安にし、貨幣豊に足らしめ賜え。

これに続けて、『日本三代実録』には堰神に対する告文も収録されている。両者を比較すると、奉られた銭の文数が20文に対して15文と異なるだけで、その他はまったく同じである。さらに「櫛谷、清水、小社神告文准此」とあるので、堰、櫛谷、清水、小社の4神の告文は同文であったのであろう。奉納の銭数の違いから見ると、宗像神が5神の中で主な神であるか、または鑄銭所にもっとも関わりの深い神であったとみられる。

新鑄の貞観銭は、伊勢大神宮や賀茂御祖別雷両社以下の諸社にも奉納された。その際の告文もあったであろうが、『日本三代実録』には収録されていない。しかし、左記の告文の(ロ)以外は、ほぼ同様であったのではないかと。

さて、宗像神以下の諸神に新鑄銭をたてまつる告文で、特に注目されるのは、(ハ)のように、新鑄銭を「早穗^{ハツホ}」と称していることである。

この「ハツホ」という傍訓は、新訂増補国史大系の凡例によると、底本(書陵部蔵谷森健男氏旧蔵本)にはなく、寛文一三年(一六七三)版の松下見林校印本によるらしい。

「早穗」とは、字義から、その年の早い収穫物のことで、新穀と理解してよからう。一方「ハツホ」とは、『岩波古語辞典』によると、①その年最初にみのつた穀物などで、まず神社や朝廷にたてまつるもの、②お供えとして神仏に奉る米穀、金銭など、とされている。同辞典は、②の用例として本条をあげている。すなわち「早穗」を「ハツホ」と訓んでいることになる。

以上によると、新たに発行することが決まり、鑄錢司・鑄錢所ではじめて鑄造され進上された貞觀永宝は、「早穂^{ハッホ}」と認識され、その年の新嘗祭や神嘗祭の直前に諸神に奉納されたか、されることになっていたことがわかる。新鑄された貞觀永宝は、新嘗祭や神嘗祭において、神嘉殿や伊勢大神宮にハッホとして供えられ、諸社・諸神にも供えられたのではなからうか。

さらに、これらの奉納とともに、皇族・臣下にも貞觀永宝の新鑄錢が提供されていることも、見逃すことはできない。この新鑄錢がハッホと意識されていたのであれば、これは王権からのハッホの分与として理解できることになる。

以上、貞觀永宝の新鑄錢においておさえることのできた諸点、すなわち諸神・諸社に奉納されたこと、それが新嘗祭と関連するらしいこと、皇族・官人たちに賜与されたことなどは、他の錢貨の新鑄錢の場合にも認められるのであろうか。また、他の錢貨の新鑄錢の場合、貞觀永宝にはない側面をもっているものであろうか。これらについて、つぎに検討することとしたい。

②新錢の奉納・賜給

貞觀永宝以外の新鑄錢は、どのように提供されたのであろうか。新錢発行の詔勅が出された前後の時期に注目して検討したい。

和同開珎

和同開珎の銀錢と銅錢は、和銅元年（708）の5月と8月に発行されたが、その新鑄錢の提供に関する記事は『続日本紀』その他にはない。

万年通宝・大平元宝・開基勝宝

天平宝字4年（760）3月16日に発行の勅が出された。その後、つぎの記事が『続日本紀』にみえる。

（7）（8月）己卯（22日）、賜新京諸大小寺、及僧綱大尼、諸神主、百官主典已上新錢、各有差、

〔続日本紀〕

これによると、約5ヶ月後の8月22日に、新京の大小の諸寺や僧綱・大尼、諸神主、主典以上の官人に新錢を「賜」っていることが注意される。おそらくこのころに新錢ができたのであろう。

しかし、この場合注意すべきは、支給対象のなかに神主が含まれていることである。その場合、新錢が「奉」られたのではなく「賜」っている点に注意したい。このことは、新錢が神に奉納されたのではなく、個々の神主に対して支給されたことを意味している。

したがって、万年通宝その他の新鑄錢は、寺院・僧尼、臣下や神主に賜与されたが、神に奉納する記事は『続日本紀』その他には見えないのである。また、新嘗祭との関係を示す史料もない。

神功開宝

天平神護元年（765）9月8日に新錢の発行が決定されたが、『続日本紀』その他には、新鑄錢の提供記事はない。

隆平永宝

（8）（延暦15年11月）乙未（8日）、（発行詔）

（9）辛丑（14日）、始用新錢、奉伊勢神宮、賀茂上下二社、松尾社、亦施七大寺及野寺、賜皇太子親王已下職事正六位已上、僧都律師等各有差、

〔以上『日本後紀』〕

延暦15年（796）11月8日に隆平永宝発行の詔が出されたが（8）、

そのわずか6日後の11月14日(辛丑)には、始めて「新銭」が伊勢神宮・賀茂上下二社・松尾社などの諸社に「奉」られ、七大寺・野寺に「施」され、皇太子・親王以下、職事の正六位以上のものと、僧都・律師らに「賜」っている(9)。

これによると、発行詔の直後に新鑄銭が提供されているから、発行詔が出された時点では、すでに新鑄銭は鑄銭司から中央に進上されていたはずである。したがって、隆平永宝発行の動きは、少なくとも前年ごろに始まったとみておく必要がある⁽¹⁾。発行詔と鑄銭司からの新鑄銭の進上との関係は、隆平永宝の場合、他の銭貨とは異なっている。それはともかく、新鑄銭は諸神社に奉納され、寺院や僧、皇族・臣下に賜施されている。

『日本後紀』によると、(9)の3日後の11月17日(甲辰)に、群臣を宴しそれぞれ帛を賜ったことが見えている。この宴は、その時期や辰の日の宴であることから見て、豊明節会であろうから、前日の11月16日(癸卯)には、『日本後紀』には記載がないが、新嘗祭がおこなわれたと見てよい⁽²⁾。貞観永宝の場合と比較すると、新嘗祭の直前に新鑄銭を伊勢神宮以下の諸社に奉納することが共通していることが注意される。そうすると、この場合の隆平永宝も、ハツホと認識されて新嘗祭において神に供えられるとともに、新嘗祭の班幣に準じて伊勢神宮以下の神々にも奉納されたとみてよいであろう。

富寿神宝

『日本後紀』が欠けていることもあつてか、『日本紀略』『類聚国史』その他には新鑄銭の提供に関する記事はない。

承和昌宝

(10) (承和2年正月) 戊辰(22日)、(発行詔)

〔続日本後紀〕

(11) (10月) 甲午(23日) 令大藏省進新銭、分賜見参親王以下五位以上、又奉嵯峨淳和兩院各十万文、賜皇太子二万文、

(12) (10月) 己亥(28日) 勅、以新銭四万文、分之供施京城及平城有名之寺僧、每寺内舍人為使、

〔以上『日本紀略』

これによると、承和2年(835)正月22日に発行詔が出された(10)あと、10月23日に大藏省から新銭を提出させているので(11)、このころまでに新鑄銭が鑄銭司から中央に進上されてきていたのである⁽³⁾。

『続日本後紀』『日本紀略』には、神・神社に対する新鑄銭の奉納記事はないが、皇族・官人・皇太子へ賜銭され、さらに嵯峨院・淳和院へ奉納されている。ここでは、平安京・平城京の仏への供銭、僧への施銭の記事が見える(12)。しかし、新嘗祭と新鑄銭との関係を示唆する史料は見あたらない。

長年大宝

(13) (嘉祥元年9月) 乙亥(19日)、(発行詔)

(14) (同2年10月) 癸卯(23日)、嵯峨大皇太后遣使奉賀天皇册宝

也、(中略) 是日、大皇太后復以錢五十万、賑恤京中飢民、又以新銭四十貫文、誦經七大寺及梵刹・崇福・延曆等寺、為復祈冥翊也、

長年大宝の場合、嘉祥元年(848)9月19日に発行の詔が出された後(13)、新鑄銭がいつごろ鑄銭司から進上されてきたのか明らかでない。しかし、新銭発行の指示を受けた鑄銭司が、その新鑄銭を中央に進上するには、ある程度の時間を要したことからすると、約2ヶ月後のこの年の新嘗祭には間に合わなかった可能性が高い。

約1年後の同2年10月、嵯峨大皇太后(橘嘉智子)が仁明天皇の40歳の祝いをするともに、銭を京中の飢民に賑恤し、新銭でもって七大寺以下の諸寺に誦經させている(14)。この場合、前者では「錢五十万」

(500貫文)が使われたのに対して、後者では「新錢四十貫文」が充てられている。これによると「錢」と「新錢」とは区別されているように見える。「新錢」は当時の最新の錢種である長年大宝をさし、「錢」はそれ以前の錢貨をさすと見るのがよからう。

この「新錢」は、上に見た貞観永宝、承和昌宝や、後述する饒益神宝、乾元大宝などの例からすると、もとをただせば天皇から嵯峨大皇太后に進上されたものであろう。また、新嘗祭と新錢の関係に関する史料はない。

饒益神宝

饒益神宝の場合、清和天皇の即位のすぐ後の貞観元年(859)4月28日に発行が決められたので、大嘗祭と関係に注意しながら見ていきたい。

(15) (貞観元年4月) 廿八日癸丑、(饒益神宝発行の詔)

(16) (10月) 廿八日庚戌、(中略) 是日、鑄錢司進新鑄錢、奉諸名神

社并諸山陵、及頒賜親王已下各有差、(以上『日本三代実録』)

まず貞観元年4月15日(庚子)に、神祇官の卜によって悠紀・主基の国郡が定められた。ついで、4月28日(癸丑)に饒益神宝発行の詔が出されている(15)。

9月に入ると、3日(乙卯)には、大嘗会の事あるによって御燈潔斎が停められ、10日(壬戌)には、大嘗会のことを行うために朱雀門前で大祓が行われ、21日(癸酉)には大嘗会御禊装束及鹵簿次第等使が任じられている。30日(壬午)には、大嘗会が近づいたとして八省院の東廊で大祓が行われた。さらに10月15日(丁酉)には、大嘗祭があるために神祇官が羅城門前において祭事を修め、同21日(癸卯)には大嘗会に備えて鴨水(鴨川)に行幸して禊を修めている。

以上の経過をへて、10月28日(庚戌)に至って、鑄錢司から新鑄錢が

進められてきた。そして、同日、この新鑄錢は「諸名神社」や「諸山陵」に「奉」られ、「親王已下」に「頒賜」されているのである(16)。

11月16日(丁卯)に、清和天皇は朝堂院の斎殿に幸し、親しく大嘗祭を奉っている。さらに17日(戊辰)には豊樂院に幸し、豊明の宴を群臣に賜わっている。

以上の経過によると、大嘗祭の直前に「諸名神社」「諸山陵」に新鑄錢が奉納されていることがわかる。貞観永宝・隆平永宝の場合は新嘗祭との関係が密であったが、饒益神宝もハツホとして大嘗祭に供えられたと見てよいであろう。

寛平大宝

六国史のあとの時代に当たり、『日本紀略』その他には新鑄錢の提供記事は見あたらない。

延喜通宝

(17) (延喜7年) 十一月三日、詔改寛平大宝錢貨、為延喜通宝、一

以当旧之十、新与旧並令通用之、(『日本紀略』)

(18) (延喜8年11月) 廿六日、甲午、有新錢見參事、

(『貞信公記抄』)

(19) 延喜八年十一月廿六日、左大臣令奏、鑄錢司所進新錢、依例可班仏神事云々、奉仁和寺陽成院各五万文、以左右近少將給、東宮二万、親王以下、外五位以上取見參、左近陣頭給之、未得解由着預之、殿上及女官、在宮中諸司所々諸陣、取見參後日給、(下略)

(20) 廿八日、左大臣令申前後、家靜可授奉二万文、

(21) 一日承僧綱可給錢狀、僧都一人、僧都准四位、律師准五位、仰丞依請、依仁和寺御清息所給也、

(22) 十二月十一日、奉諸社新錢、伊勢料付月次祭使、自余差大中臣

人奉之、中納言堪朝臣奉宣命、此錢去月廿六日取其料、即神祇官以此日奉之、前例奉伊勢時、或付日次使、或官參向時使云々、

(23) 十三日、班新錢七大寺云々、

(24) 十四日、給僧正聖宝、仰云、

(25) 廿七日、以藏人所新錢給童親王等、

(26) 又差藏人所雜色、給大学・勸学・奘学院等、

(27) 九日、左少弁 善奏、去十三日、諸寺新錢、

前例、

以上によると、延喜7年(907) 11月3日に延喜通宝発行の詔が出されたが(17)、鑄銭司から新鑄銭が中央に進上されてきたのは、翌8年11月26日ごろのことであった(18)。この新鑄銭は、同日、仏神事のために班たれるとともに、仁和寺(宇多法皇)と陽成院に奉納され、東宮や親王以下外五位以上の見参者、殿上・女官にも支給された(19)。

また12月1日には僧綱に支給されている(21)。同11日には諸社に奉納され(22)、同13日には諸寺に班たれ(23)、同27日には童親王に支給され(25)、さらに大学以下に支給されている(26)。

これによると、中央に進上されてきた新鑄銭は、そのすぐ後に諸神社に奉納され、皇族・臣下・大学に支給され、諸寺に班たれ、僧に給されていることがわかる。

しかし、鑄銭司からの新鑄銭の中央への進上は、延喜8年の新嘗祭(11月23日)の直後であった。また延喜9年の新嘗祭(11月23日)と新鑄銭との関係を示す史料は見あたらない。したがって、延喜通宝の場合、新鑄銭と新嘗祭との関係をうかがう史料はない。

乾元大宝

(28) (天徳2年3月) 廿五日、改錢詔書奏聞、大内記俊生朝臣作之、

錢文云、乾元大宝、參議維時卿勘申、詔書奏聞後、給中務丞惟慶、

(廿五日)、改錢貨文延喜通宝、為乾元大宝、『日本紀略』

(29) 廿八日、可新錢鑄進數、并鉛錢、宜可申者、而依公卿乏參、

不能定奏、

(30) (4月) 八日、御灌仏了後著陣座、召因幡介長連広兼・図書允

阿保懷之、令書錢文、奏聞、當時能書者道風朝臣・文正等也、道

風称目暗由、文正觸穢、仍定件兩人奏聞、以懷之為勝、

(八日己未、(中略)、今日、右大臣於仗座仰外記、令因幡介広兼・

図書允阿保懷之、令書新錢文、但被用懷之字樣、抑當時能書、木

工頭道風朝臣・大内記藤原文正也、道風眼暗不堪細字、文正觸穢、

仍懷之書錢文、『日本紀略』

(31) 十二日、給鑄銭司改錢官符事、

(32) (天曆3年2月) 廿七日、積新錢之船事、

(33) (4月) 五日庚辰、賜新錢於親王以下諸司官人以上、天皇并中

宮東宮奉之、親王以下於軒廊南給之、

(34) 七日壬午、奉新錢於諸社諸寺使、可差進之由、仰神祇官中務省、

(35) 四月八日、灌仏、布施錢依寬平例進古錢、是中將説也、

(36) 十七日壬辰、奉新錢於伊勢大神宮以下十一社、以神祇官人為使、

(十七日、新錢奉遣諸社事、『九曆抄』

(以上、『日本紀略』以外はすべて『九曆抄』

これによると、天徳2年(958) 3月25日に錢貨文の延喜通宝をあ

らためて乾元大宝とすることが決定された(28)。それをうけて4月8

日に長連広兼と阿保懐之の二人に新錢文を書かせ、後者の字様が用いられることになった⁽⁵⁾(30)。この時点で錢文の筆者が決まり、4月12日に鑄錢司に改錢の官符を給っている⁽⁶⁾(31)。これは、新錢の鑄造開始を命じた措置であろうから、鑄錢司が新鑄錢の製造に取りかかったのはそれ以後のことであつたはずである。新鑄錢を積んだ船がようやく到着したのは、翌天徳3年2月27日のことであつたらしい⁽³²⁾。したがって、天徳2年の新嘗祭(11月21日)には間に合わなかつた。

その後、天徳3年4月5日には、親王以下諸司官人に対して新錢を賜っている⁽³³⁾。この場合、賜つた新錢が、天皇・中宮・東宮から出されたものであることに注目したい。中宮・東宮から出された新錢は、天皇から賜与されたものである。4月17日には伊勢大神宮以下11社に新錢が奉られている⁽³⁶⁾。この間、4月8日の准仁には錢貨が使用されたいが、それには古錢が用いられた⁽³⁵⁾という。この年の新嘗祭は、11月14日に行われたが、錢貨との関係を示す史料はなく、新鑄錢と新嘗祭との直接的な関連は認められない。

小結

以上、新たに発行された新鑄錢の提供先に焦点をあてつつ検討してきた。その結果を整理すると、表2のようになる。

これによると、新鑄錢は、各錢によってそれぞれ異なるが、総合すると、神・神社・山陵、神主、皇族・臣下、仏・寺院、僧尼などに提供された。それは、新鑄錢が鑄錢司から中央に進上されてくると、ただちに⁽⁷⁾行われている。その場合、六国史では、神・神社・山陵すなわち天皇靈に対しては「奉」じられたのに対して、それ以外の皇族・臣下、仏・寺院などについては「賜」「給」「施」「班」「供」されており、両者は明確に⁽⁸⁾区別されている。

神・神社や天皇靈に新鑄錢を「奉」る事例は、表1のように六国史で

表2 新鑄錢の提供

錢名	神・神社・山陵への奉	新嘗祭・大嘗祭との関係	神主への賜	皇族臣下への賜給施	仏・寺院への賜施班供	僧尼への賜施
和同開珎	—	—	—	—	—	—
万年通宝他	—	—	○	○	○	○
神功開宝	—	—	—	—	—	—
隆平永宝	○	○	—	○	○	○
富寿神宝	—	—	—	—	—	—
承和昌宝	—	—	—	○	○	○
長年大宝	—	—	—	○	○	—
饒益神宝	○	○	—	○	—	—
貞観永宝	○	○	—	○	—	—
寛平大宝	—	—	—	—	—	—
延喜通宝	○	—	—	○	○	○
乾元大宝	○	—	—	○	○	—

は3例ある。⁹⁾それは、隆平永宝・饒益神宝・貞観永宝の発行直後のことで、すべて新銭が奉納されている。しかも、この3例は、いずれも新嘗祭にハツホとして神に供えられたと考えることができた。これに対して、延喜通宝・乾元大宝については、それぞれ神社へ奉納されているにもかかわらず、新嘗祭と関連するとは認められなかった。

このような違いが生じたのは、新鑄銭が鑄銭司から中央へ進上されてくる時期が関係しているとみられる。それが、新種の銭貨の発行が決められた時に直近の新嘗祭に間に合えば、新嘗祭もしくは大嘗祭に供えられた。しかし間に合わなければ、もはや供えられなかったのである。

以上によると、新鑄銭をハツホとして神に奉ることが重要なのであり、それは、史料で確認できる銭貨については、みな行われていた。しかし、その機会が新嘗祭の時であるか否かは、新銭の鑄造の事情に左右されるのであり、意識的に追究されることはなかった。新嘗祭に間に合えば、それにあわせて神に奉ることは望ましいことであつたが、間に合わなければ、それはそれで差し支えなかった。

③ 銭貨Ⅱ ハツホの根拠

前節では、新鑄銭がハツホとして神に奉られることの重要性を指摘した。そこで本節ではそれを受けて、新鑄銭はなぜハツホとして意識されたのか、またハツホとして意識されたことの意義について考えたい。¹⁰⁾

ハツホについては、従来さまざまな論じられてきたが、¹⁰⁾その中で吉村武彦が、食国の政・山海の政と関わらせて、新穀や山海の産物がハツホとして服属者から貢納され、支配者たる王・天皇が受け取った、そして王・天皇は、これらを食することによって、支配・服属を確認し、天下統治の正当性が保証される、としている点に注意したい。¹¹⁾

ここで見のがしてはならない重要な点は、この意味でのハツホ貢納と、

上記のハツホとしての銭貨の神への奉納とは、その構造が異なっているということである。前者にあつては、支配者たる王・天皇に対して服属者からハツホが貢納されているのに対して、後者では、天皇がハツホとしての銭貨を神に奉納しているのである。

すなわち、後者の場合は、前者になぞらえて言うと、支配者たる天皇がハツホとしての銭貨を服属者から受け取ることが前提としてあり、受け取ったハツホとしての銭貨を天皇が神に奉納していると考えられる。そうすると、前提にある鑄銭司からの進上こそが、前者の王・天皇に対するハツホ貢納に相当することになる。この点からすると、鑄銭司における銭貨鑄造は、新作物の収穫、獲物の狩猟に対比されることになるのである。

それでは、鑄銭司による新鑄銭の作成には、どのような意味があるのか。山海の政、とくに鉞物との関係で考えたい。この点が参考となるのが、つぎの吉村武彦の指摘である。

吉村は、天香具山の埴土に注目し、記紀の天石屋戸神話において、天香具山に動物・植物・鉞物がもとめられているとして、天香具山の支配が統治理念の上で重要であつたことを指摘している¹²⁾のである。この指摘は本論にとって重要であるが、史料の根拠に若干の不安がある。

この神話では、素戔鳴尊の乱暴に怒って天石窟に入り磐戸をとぎして籠もってしまった天照大神を連れ出すために、神々がさまざまな品物を用意して磐戸の前にならべるのであるが、吉村によると、その品物を造る材料の1つとして、天香具山から鉞物が採取されたとするのである。

そこで『日本書紀』の関係記事を整理すると、表3のようである。『古事記』の関係部分もあわせて表示する。

これによると、いずれの場合も、鏡または矛という金属製品を製作すること、またはそれをサカキに懸けることが明記されている点は共通しており、いづこから採取された金属で造った鏡や矛が、天照大神を天

表3 『日本書紀』第七段、『古事記』における天磐戸の前にならべられた物

本文	<p>天香山之五百箇真坂樹</p> <p>上枝 八坂瓊之五百箇御統を懸ける</p> <p>中枝 八咫鏡（真経津鏡）を懸ける</p> <p>下枝 青和幣白和幣を懸ける</p>
第一の一書	<p>以石凝姥為冶工、採天香山之金、以作日矛、</p> <p>用此奉造之神、是即紀伊国所坐日前神也、</p>
第二の一書	<p>鏡 鏡作部遠祖天糠戸が造る</p> <p>幣 忌部遠祖太玉が造る</p> <p>玉 玉作部遠祖豊玉が造る</p> <p>五百箇真坂樹八十玉籤 山雷が採る</p> <p>五百箇野薦八十玉籤 野槌が採る</p>
第三の一書	<p>天香山之真坂木</p> <p>上枝 八咫鏡を懸ける 鏡作遠祖天抜戸児石凝戸辺が作る</p> <p>中枝 八咫鏡を懸ける 玉作遠祖伊奘諾尊児天明玉が作る</p> <p>下枝 木綿を懸ける 粟国忌部遠祖天日鷲が作る</p>
古事記	<p>天香山之五百津真賢木</p> <p>上枝 八尺勾璫之五百津之御須麻流之玉を取り著ける</p> <p>科玉祖命、令作八尺勾璫之五百津之御須麻流之珠、</p> <p>中枝 八尺鏡を取り繋ける</p> <p>取天安河之河上之天堅石、取天金山之鉄、求鍛人天津麻</p> <p>羅、科伊斯許理度壳命、令作鏡、</p> <p>下枝 白丹寸手青丹寸手を取り垂らす</p>

石窟から引き出す力を持つと信じられていたことは言えるであろう。

しかし、その金属を天香具山から採取するといふことは、『日本書紀』神代上第七段の本文や一書第二、第三、『古事記』にはなく、一書第一に「以石凝姥を以ちて冶工とし、天香山の金を採りて日矛に作る」とあるところにしか見えないのである。また『古事記』では、八尺鏡の材料は、天香山から採取されたとしており、天香具山からではない。

これらの点から、天香具山の支配を梃子にして国土の統治を考えると、吉村の観点には、やや不安が残る。この点を別の観点から考えることのできる史料はないであろうか。

そこで、和銅元年（708）の和銅顕出の詔に注目したい。

(37) (前略) 高天原由天降坐志天皇御世乎始而、中今尔至麻氏尔、天皇御世御世、天豆日嗣高御座尔坐而治賜慈賜来食国天下之業止奈母、(中略) 聞看食国中乃东方武藏国尔、自然作成和銅出在止奏而献焉、此物者、天坐神地坐祇乃相于豆奈比奉福波倍奉事尔依而、顕久出多留宝尔在羅之、(中略) 是以、天地之神乃顕奉瑞宝尔依而、御世年号改賜換賜波久止詔命乎衆聞宣、故、改慶雲五年而和銅元年為而、御世年号止定賜、(下略)

〔『統日本紀』和銅元年正月乙巳〔11日〕条〕

ここでは、つぎの諸点に注意する必要がある。第一に、「自然おのづからに作成される和銅」は、「食国の中」から「顕うしく出でたる宝」であるとされている点である。すなわち和銅は、食国の範囲内から出現したと認識されているのである。

第二に、この瑞宝は「天地の神の顕し奉」ったものであり、「天に坐す神・地にに坐す祇かみの相うづなひ奉り福はへ奉る事に依りて」、すなわち天神地祇が祝福したことによって出現したとされている点である。これによれば、天神地祇が天皇の食国の統治を認め祝福したことになる。

そして第三に、「天地の神の顕し奉れる瑞宝に依りて、御世の年号改め賜ひ換へ賜はく」として「和銅」に改元している点が注意される。年号（元号）は、中国では皇帝の統治を象徴するもので、天命を受けた印として建てられるものであった。これによれば、天皇による食国の統治は天神地祇によって正統なものとして保証されたことと見なされたことがうかがえる。

つぎに、天平感宝元年（749）の陸奥国から金が算出した時の事情を見ることとする。

(38) 勅、(中略) 此大倭国者、天地開闢以來、黄金波人国用、献言波有登毛、斯地者無物止念部流仁、聞看食国中能、東方陸奥国守從五位上、百濟王敬福伊、部内少田郡仁黄金在奏、豆献、此遠聞食、驚岐悦備貴備念久波、盧舍那仏乃慈賜比福波倍賜物、尔有止念門、受賜里恐理戴持、百官乃人等率天礼拜仕奉事、遠、挂畏三宝乃大前、尔恐備恐美毛、奏賜波久止奏、從三位中務卿石上朝臣乙麻呂宣、(中略) 聞食々国乃東方陸奥国乃小田郡、尔金出在止奏、豆進礼利、此遠所念波、種々法中、尔波仏大御言之国家護我多仁波、勝在止聞召、食国天下乃諸国、尔最勝王經乎坐、盧舍那仏化奉止為、豆天坐神地坐祇乎祈捧奉、(中略) 衆人波不成、豆登疑、朕波金少率止念憂、川々在尔、三宝乃勝神積大御言、乎蒙利、天坐神地坐神乃相宇豆奈比奉佐、波倍奉利、又天皇御靈多知乃惠賜比撫賜夫事、依乎頭自

示給夫物在、尔等念召波、(中略) 御代年号、尔字加賜久止宣、天皇大命、衆聞食宣、(下略) 『続日本紀』天平勝宝元年4月甲午朔条

これによると、第一に、「聞こし看す食国の中の東の方陸奥国守從五位上、百濟王敬福伊、部内の少田郡に黄金在りと奏して献れり」、もしくは「聞こしめす食国の東の方陸奥国の小田郡に金出でたりと奏して進れり」とあるように、陸奥国小田郡は食国の範囲内の東方であると認識され、そこから黄金が出たとされている。

第二に注意すべきは、「盧舍那仏の慈び賜ひ福はへ賜ふ物にあり」とあり、「三宝の勝れて神あやしき大御言の驗しるしを蒙り、天に坐す神・地に坐す神の相うづなひ奉りさきはへ奉り、また天皇が御霊たちの恵び賜ひ撫で賜ふ事に依りて顕し示し給ふ物に在るらし」とあるように、この黄金は、①盧舍那仏もしくは三宝、②天に坐す神・地に坐す神、③天皇の御霊たち、の三者が顕し示したものであるとされていることである。すなわち黄金を出現させたものとして、仏、天神地祇、天皇霊の三つがあげられているのである。

ここに仏があげられている点は注意を要する。これは、仏が食国を支配しているという觀念のあらわれである。このような觀念は、聖武天皇の仏教信仰の進展とともに顕在化してくる。たとえば大仏発願の詔（天平15年10月15日）では、「三宝の威靈に頼りて乾坤相ひ泰かにし」とある。今問題にしている宣命は、盧舍那仏の鍍金用の金を確保することが大きな問題となっている状況と深く関係しており、二次的と見られる。この点については、節を改めて検討したい。

そして第三に、黄金の出現によって「御代の年号に字加へ賜はく」とあるように、従来の「天平」に「感宝」の二字が加えられ年号があらためられた。これは、年号が使用される範囲の統治が保証されたと考えられていたことを示している。

この陸奥国からの黄金出現については、『万葉集』にある大伴家持の

長歌の一節も注意される。¹³⁾

(39) 陸奥国に金を出す詔書を賀く歌一首并せて短歌

(前略) 鶏が鳴く 東の国の 陸奥の 小田なる山に 金ありと
 申したまへれ 御心を 明らめたまひ 天地の 神相うづなひ
 皇祖の 御靈助けて 遠き代に かかりしことを 朕が御代に
 顕はしてあれば 食す国は 栄えむものと 神ながら 思ほしめ
 して(下略) 『万葉集』卷18—4094

これによると、まず家持は、黄金の出現を、天地の神と皇祖の御霊とが顕したものととらえている。このとらえ方は、『続日本紀』の詔勅と比べると、仏をあげていない点が異なっている。家持にとっては、仏よりも天地の神と皇祖の御霊のほうが本質的なものであったのである。つぎに家持は、聖武天皇はこの黄金が出現したので食国は栄えるであろうと考えている、と理解している。家持自身も聖武天皇と同様に考えていると見てよい。すなわち、家持は、黄金の出現によって、天皇の食国統治の正当性が保証された、と考えているのである。この家持の認識は、仏に対する態度をのぞけば、『続日本紀』の勅と共通している。

さらに、大宝元年(701)の黄金出現についても一瞥しておかねばならない。

(40) 甲午、対馬嶋貢金、建元為大宝元年、

〔続日本紀〕大宝元年3月21日条

この場合、詔勅等が出されたであろうが省略されているので、金の産出がどのようにとらえられていたのか明らかでない。しかし、産金と建元が連動している点は、上記の和銅の出現、天平感宝の産金の事例と共通している。これらを参照すれば、この時の産金も、元号が使用される地域に対する天皇統治の正当性を保証したととらえられていたと見てよいであろう。

以上、和銅の出現や二度にわたる産金について検討してきた。それに

よると、貴重な金属は、天皇の統治する国土(食国)の範囲内に存在しているものであった。そして、それらの貴重な金属の出現は、天神地祇や天皇霊が、現在の天皇の国土統治の正当性を保証したことを示す、と考えられていたのであった。

そうすると、錢貨は、天皇の統治する大地から出現する貴重な金属をもとにして作られたものであるから、大地が産み出したものと認識されていたであろう。そして、大地の産み出したものが進上されるが故に、ハツホと意識されたのではなからうか。錢貨がハツホとして意識された理由をこのように考えたい。

したがって、ハツホたる錢貨を天皇に進上することは、その材料を産み出した大地が天皇に帰属するものであること、すなわち天皇の国土統治の正当性をしめすことになる。このことは、錢貨の神・神社への奉納、皇族・臣下への賜与の意味を解き明かすことになる。

鑄錢司によるハツホとしての新鑄錢の献上とその受納は、天皇の国土統治を根拠づけるものであった。そうすると、天皇がハツホとしての新鑄錢を神々へ奉納することは、天皇が自らの国土統治の正当性を神々に確認する意味が込められていることになる。

また、表1によると、新しい種類の錢貨が新鑄されてきた時や行幸や宴の機会に、皇族や五位以上、主典以上、陪従者に錢貨を賜給することがしばしば行われている。また、表1からは除外したが、官人に対する給与にも錢貨が含まれていた。和銅4年(711)10月から宝龜年間(770)80)以前には「季祿」の一部が錢貨で支給されており、養老3年(719)から大同4年(809)閏2月までの間、劇官に「要劇料」が錢貨で支給されていた。これらの給与について錢貨によって支給されることが停止されると、それにかわって、大同以降は錢貨は「馬料」として職事官全員に支給されていた。¹⁴⁾

これらの皇族・臣下に対する錢貨の賜与は、勤務や行幸関係の業務な

どに対する俸給としての意味があることはもちろんであるが、現物ではなく銭貨で賜給されている点に注目すると、ハツホの分与としての意味が含まれているととらえることができる。皇族・臣下へハツホとしての新鑄銭を分与することで、彼らに天皇の国土統治を確認させる意味があったのである。

この観点からすると、平安京内の貧民に対して銭貨が賑給されること、がしばしば見られることも注意される。これらも、彼らがもつとも必要としている食料や生活物資を直接与えるのではなく、銭貨で与えている点からすると、単に困窮者の救済というだけでなく、皇族・臣下への銭貨賜給と同様の意味が込められていたと見ることができるといえる。

④ 銭貨の呪力と神仏

前節では、陸奥国から出た金は、天神地祇、天皇霊とともに仏がもたらしたものであるとする点について保留して論を進めた。本節では、この点も含めて、銭貨の呪力と神仏との関係について考えることとする。

かつて2003年11月の出土銭貨研究会のミニシンポジウム「銭貨の呪力」において、わたくしは「延喜式に見える銭貨」という報告を行った。これは、その後同名の文章としてまとめた。⁽¹⁵⁾ここでは、『延喜式』巻1〜3四時祭・臨時祭に見える祭祀と銭貨の関係について検討し、次のような結果をえた。

- (a) 祭祀料として銭貨を用いるように規定されている祭祀は少ない。銭貨の使用にはある種の限定があった。その限定を解き明かすことが、今後の課題である。
- (b) 祭祀料の銭貨には、用途を示す場合と示さない場合がある。
- (c) 用途を示す場合のうち、〇〇直とあるものは、その物品を買い整えるための代金として計上されたもので、交換手段として

の機能によっている。

- (d) 用途を示さない場合にも、(c)と同様の場合が含まれている可能性がある。
- (e) 反対に、現物で計上されていても、現実には銭貨で購入されて整えられる場合があったと想定される。
- (f) 「散料」は、銭貨の呪力に期待して祭祀料としてあげられたものである。
- (g) 本物の銭貨と同様の呪力を期待して、紙製の「銭形」が使用されることがあった。祭祀料として紙が用意されている場合は、同様のことが想定される。
- (h) 銭貨の呪力を示すものとして、八十嶋祭、東宮八十嶋祭の「散料」の銭と、御本命祭、三元祭の紙による「銭形」とをあげる可能性がある。
- (i) 四時祭・臨時祭における銭貨の使用は、実際には『延喜式』条文に見えるものより多かったと考えられる。
これに対して高橋照彦は、次の諸点を指摘して私見の修正をせよ⁽¹⁶⁾た。
- (イ) 神祇祭祀における銭貨使用は、後出的で例外的なものである。これは、日本における銭貨発行以前の祭祀の伝統があるため、また、仏教的要素など外来系文化を排除する傾向が強いため、銭貨を不可欠な存在として取り込まなかったためである。
- (ロ) 経済的な銭貨の使用は、外来信仰である仏教や民間道教などで認められる。中国では、銭貨には呪性を内包するという觀念が存在した。中国の銭貨を模倣して貨幣生産を開始した日本にも、この觀念は取り入れられた。それが銭貨の呪力を裏打ちする思想の一つとなっていた。
- (ハ) 日本における経済的な銭貨使用の初現は、天智朝ごろの仏

教文化の流入の中で捉えられる。その場合、道昭を始めとする遣唐僧が重要な位置を占める。舍利莊嚴などに伴う形で、錢貨の経済的用法やその背後の思想が日本にもたらされた可能性がある。

(二) 日本における錢貨の経済的の使用には、民間道教的な思想も不可欠の要素である。

(ホ) 日本側での独自の展開も無視できない。

この高橋の指摘は、錢貨の経済的の使用とその背後の思想を、基本的には中国からの移入に求めるもので、傾聴すべき点が多い。しかし、高橋が対象とした前稿は、『延喜式』四時祭・臨時祭関係の史料のみで立論しており、史料の検討が不十分であったので、今回『延喜式』全体について再度検討してみたい。また、六国史の関係史料の再検討も必要であろう。

表4は、『延喜式』全体にみえる錢貨の事例を表示したものである(ただし鑄錢司関係、租税関係は除く)⁽¹⁷⁾。前稿では、四時祭・臨時祭についてのみ整理し、その結果に基づいて、祭祀料として錢貨を用いるように規定している祭祀は少ない、とした。しかし、表4によって『延喜式』全体を見わたしてみると、明確な仏教関係は「嘉祥寺地藏悔過布施料」のみであり、仏教関係よりも神祇関係の祭祀のほうに多く錢貨が見られることが明らかとなる。

しかも、単に項目数が多いというだけにとどまらない。『延喜式』では、四時祭における錢貨の提供をはじめとして、毎年定期的に提供される錢貨がその多くを占めている⁽¹⁸⁾。その概算額は、不定期のもの、不明分をのぞいて、年間約4900貫弱にもなる⁽¹⁹⁾。これに不明分、不定期分を加えると、概略年間約5000貫とみて大きくちがうことはあるまい。そのほとんどを人件費と官司運営費が占める中で、神祇関係の祭祀の費用は約155貫が計上されている。これに対して仏教関係の嘉祥寺地藏

悔過布施料は年間わずかに8貫なのである。神祇関係に龐大な費用が投入されているというわけではないが、仏教関係に比べれば、その20倍近くの費用がかけられているのである。

これらの点から、前稿(a)の私見は、撤回しなければならない。

なお、御燈に際して供神料として錢5文が計上されている点に注目したい。前稿では、(h)のように、錢貨の呪力を示すものとして、八十嶋祭、東宮八十嶋祭の散料の錢と御本命祭、三元祭の紙による錢形の2例を指摘したが、この事例も追加したい。

御燈は、天皇が3月3日と9月3日に北辰に御燈を奉る行事で、内蔵寮が御燈を靈巖寺(のち月林寺、さらにのち円成寺)に奉った。基本的には仏事とされていたが、民間の習俗を取り入れたものであり、純粹な仏事として割り切れることはできないであろう。また、これを仮に仏事に分類するとしても、『延喜式』全体では仏教関係よりも神祇関係に錢貨が多い点が変わらない。

ところが、以上のような『延喜式』における状況に対して、六国史の関係記事をまとめた表1を見ると、それとは異なる状況となっている。ここでは、神祇関係よりも、仏教関係の錢貨提供記事の方が多いのである。そこであらためて六国史における両者について検討したい。

六国史におけるの錢貨提供史料を見直してみると、神祇関係、仏教関係の両方とも、一時的あるいは一回限りの提供である場合がほとんどである。仏教関係の錢貨提供についてみると、たとえば故伝灯大法師位慈賢の死亡に伴う賻料として勅により支給された場合(表1の26、弘仁4年11月28日)、東大寺以下18ヶ寺の修理料として勅により施入された場合(同57、貞観5年7月27日)、大般若經の転読料として提供された場合(同82、仁和2年6月18日)その他であり、毎年繰り返される恒常的な支出は見えない。

このことは、表1が最初から給与などの恒常的な錢貨提供の記事を除

表4 『延喜式』における錢貨の提供

(1/2)

卷	分類	錢貨支出の行事	錢 額	使 途	備 考
1	神祇1 四時祭上	鳴雷神祭	菓直錢、多少隨時	祭料	11月准此
		園并韓神三座祭	錢 1貫文	神祭料	
			錢 800文	解除料	
		大宮禊神四座祭	錢 512文	醸神酒料	坐造酒司
		松尾祭	錢 500文	鮮物并菓子土器直	
		平野神四座祭	錢 200文	贄直	
			錢 1貫 630文	斎服料 物忌 王氏 夏	
		四面御門祭	錢 630文	和氏、大江氏 並夏	12月准此
		御川水祭	錢 100文		
		御贖祭	錢 80文		12月准此、中宮亦同
供奉神今食御巫等装束	錢 100文		12月准此		
	錢 130文		御巫、中宮御巫亦同		
2	神祇2 四時祭下	御巫奉斎神祭	錢 130文		座摩、御門、生島、東宮巫
		御門巫奉斎神祭	錢 500文		中宮東宮御巫准此
		座摩巫奉斎神祭	錢 200文		
		生島巫奉斎神祭	錢 200文		
3	臨時祭	御川水祭	錢 800文		中宮准此
		八十嶋神祭	錢 2貫文	散料	
			錢 1貫文	雜鮮魚菓子直	
		東宮八十嶋祭	錢 200文	散料	
錢 400文	鮮魚菓子料				
5	斎宮	遷野宮装束	錢 4貫文	命婦～洗人装束	
6	斎院司	禊祭 人給料	錢 89貫 72文		
			1貫 200文	宣旨装束料	
			6貫	藏人6人料、各1貫文	
			2貫 400文	乳母2人料、各1貫200文	
			4貫文	駕馬女孺4人料、各1貫文	
			2貫文	小女4人料、各500文	
			6貫文	駕車女6人料、各1貫文	
			4貫文	采女1人代3人并4人料、各1貫文	
			16貫 100文	輿長～荷領46人冠直、各350文	
			13貫 200文	駕輿丁44人冠直、各300文	
			5貫 800文	夾纈料絹19疋2丈藍染料、別300文	
			64文	辛紅彩色夾纈絹4疋料藁8圍直、別8文	
			690文	夾纈料薪23荷直、別30文	
			4貫文	灰20斛直、別200文	
			2貫 360文	夾纈料絹19疋2丈染作工39人小半功料、別60文	
		1貫 258文	同相作夫39人小半功料、別32文		
		20貫文	雜用料		
		頓給料	錢 30貫文		斎王初定
		三年一請雜物	錢 17貫 730文		
			9貫 810文	染斗帳1具、壁代18条、幌7条表料絹32疋4丈2尺藍料、疋別300文	
7貫 720文	染同裏料淺縹絹25疋4丈4尺料、疋別300文				
120文	雇夫4人功料、別30文				
80文	雇女4人功料、別20文				
12	中務省	平野祭物忌3人装束料	錢 1貫 890文	表裳沓等直	但王氏者加増錢1貫文
		女官馬料	錢 109貫 920文		春夏馬料錢、秋冬准此
13	中宮職	三月潔斎	錢 725文		
			325文	御燈直	
			5文	神供料	
		400文	菜料		
四月中西奉賀茂上下松尾三社幣装束料	錢 17貫 620文	命婦料			
錢 10貫 320文	藏人料				
14	縫殿寮	宮人～女孺春夏2季料	錢 1貫文	菜直	

表4 『延喜式』における錢貨の提供

(2/2)

卷	分類	錢貨支出の行事	錢 額	使 途	備 考	
15	内蔵寮	鹿島香取祭	錢 1貫文	使等上道日錢料		
		春御燈料	錢 300文	御燈料	秋亦同	
			錢 5文	供神料		
			錢 400文	供養料		
		賀茂祭、女使料	錢 5貫文	内侍料		
			錢 4貫文	命婦料		
		縫作伊勢大神宮祭鞍2具料	錢 123文	作皮料雜物直料		
		平野神炊女4人装束料	錢 200文	春料		
			錢 200文	秋料		
		奉諸陵幣	數准時估価	染藍功錢、陵十所、墓七所、并多武岑等幣練染用度料		
		造五月五日菖蒲珮所	錢 150文		寮物	
		御服料	錢 4貫 200文		官物、交易毎年送縫殿寮	
		中宮御服料	錢 22貫 200文	藍雇功	官物	
雜染 紫染	錢 12貫文		官物			
	藍染	錢 36貫文				
季料	錢 300貫文		季別申省受大藏省中宮料色別減半			
宮藍陸田料	功錢	臨時量充				
16	陰陽寮	庭火并平野竈神祭 坐内膳司	錢 1貫文	福酒料		
		御本命祭	紙750張	作錢形25000文、絹形250疋、馬形50疋料	中宮准此	
				錢 2貫文		
三元祭	紙300張	錢形9000文料				
		錢 2貫文				
17	内匠寮	牛車	新錢 60文	人別2文		
18	式部上	馬料	錢1180貫 250文		春夏馬料錢、秋冬准此	
20	大学寮	博士講説料	30貫	大經		
			20貫	中經		
			10貫	小經		
			10貫	論語孝經		
		燈燭料錢	夜別20文	明經博士		用越後国墾田50町地子物充之
			15文	余博士		
		10文	先生			
		5文	後生			
28	兵部省	馬料	錢 333貫 600文		春夏馬料錢、秋冬准此	
30	大藏省	嘉祥寺三月十月兩度地蔵悔過布施料	錢 4貫文			
			2貫文	2度客僧布施料		
			2貫文	2度雜用料		
織部司	蕃客來朝応交換 価物	錢 30貫文				
42	左右京職	踐祚大嘗大祓所須		条別均分買備之、其価充徭錢		
		射礼節 掃除		其夫功食料、充調徭錢		
		年終攤		其夫馬功錢、以徭錢充之		
		宮城迎朱雀路溝		皆令雇夫掃除、其功錢依當時法行之		
		宮城迎立鋪		兵士20人、其功食以徭錢充		
		書生34人、坊長35人、兵士40人、守正倉6人、守客館2人、守朱雀樹4人、市司執鑰2人		雇使、功食以徭錢充、功錢依當時法行之		
		勘造授田口帳		紙筆等価用徭錢、食法同上、唯不給功		
		班田使祇承		紙筆等以徭錢充		
		田籍造三通		功食並以徭錢充		
		沽田帳		副直錢		
43	春宮坊	每年出拳造橋料	錢 200貫			
		東宮初立頓料	錢 150貫文			
		來年雜用料	錢500疋		申官請受	

鑄錢司關係、租稅關係はのぞく。

外しているので、当然のことのように見える。しかし、仏教関係の銭貨提供記事で除外したものはないので、やはりこのように言うことができると考える。

また、上記の表1の26の事例では、慈賢に対する帛疋料としては、銭11貫のほかに布140段、米7斛もともに提供されていた。また同57の東大寺以下に施入された修理料は、新銭のほかに鉄も施入されていた。また、同79（元慶8年6月23日）では、勅によって、嘉祥寺の五重塔を造る料として、貞観銭12貫とともに近江国と丹波国の米535斛も充てられている。

このように、銭貨は、食料、織維製品、鉄などとともに提供されていることも多く、法事の費用、寺院の造営維持運営経費、僧尼の生活費としての意味が込められていると判断される。寺院や僧に対する銭貨の提供は「施」「賜」「施入」「充」「進」「供」などの文字で表現されている点からすると、それらを王権が随時適宜支給するという意味が込められていると判断される。

ここで想起されるのが、乾元大宝に関する史料の1つである。天徳3年（959）2月27日に鑄銭司からの新鑄銭が到着したが（32）、そのすぐ後の4月5日には親王や官人に新銭が賜給され（33）、4月17日には伊勢大神宮以下11社に新銭が奉じられている（36）。これらは、新銭がハツホとして意識され、呪力をもつと考えられたためであろう。ところがこの間の4月8日の灌仏会の布施銭は、寛平の例によって新銭ではなくて古銭が用いられたというのである（35）。灌仏会において、呪力をもつ新銭を使用できる条件があるにもかかわらず、わざわざ古銭を用いているのである。このことは、寛平年間（889～898）以来、灌仏会という仏事においては、銭貨との結びつきが銭貨の呪力を媒介としていないことを端的に示していると言えよう。

以上から、表4の延喜式における銭貨提供記事と、表1の六国史にお

ける銭貨提供記事とを比較総合すると、前者には基本的には毎年の恒常的な支出を中心に列挙されており、その面では神祇関係に対する銭貨の提供が多く、仏教関係への提供はごくわずかであった。それに対して後者では、一時的もしくは一回限りの提供に関する記事が多くを占めており、この面では、神祇関係の提供記事も見られるが、仏教関係の提供記事の方が多くなっていた。史料の性格やそれぞれが対象とする時期の違いなど留意すべき点は多々あるが、おおざっぱな傾向としてこのように把握することは許されるであろう。

前述のように、神祇関係については、天皇は、ハツホとしての新鑄銭を神々へ奉納することによって、自らの国土統治の正当性を神々に確認していると考えられた。これに対して、仏教関係の銭貨の提供では、六国史等の史料によるかぎり、王権と仏をつなぐ物として銭貨が機能していることは確かである。しかし、その場合、銭貨の呪力が媒介にはなっていない場合が多いと考えられるのである。

高橋は、上記（口）のように、日本における銭貨の呪力の由来を、銭貨には呪性を内包するという中国における観念を取り入れたことで説明しようとした。この場合、中国におけるこの観念の淵源を明らかにすることが課題であるが、日本古代銭貨の出土事例によると、銭貨の呪力を前提にしたさまざまな理納は日本全国にわたってかなり広範に行われ、それにかかわった社会的階層も、集落の有力者程度までを含むと見られる。このように日本社会に広く深く根を下ろしている事態を、外来観念とその普及だけで理解できるか、わたくしにはよく飲み込めないところがある。

一方、前節で見たように、日本においては、銭貨が、大地の産み出したものをもとにして作られたこと、すなわち大地の産物と認識されていた点は、とりわけ重要である。日本における銭貨の呪力の根源は、この点から理解すべきなのではなからうか。

錢貨の呪力については、かつて出土例から考察したことがある。⁽²¹⁾その論旨を簡単に要約すると、以下の通りである。

住居址の柱穴の底部や柱堀形からの出土例は、錢貨が建物の安全を保つ、土地神を鎮める力を持つと考えられていたことをうかがわせ、井戸の各部位からの出土例は、錢貨が井戸神・水神をしずめ、水を確保・浄化すると認識されていたことを示している。また胞衣壺に納められた錢貨は、靈魂を嬰兒の肉体に定着させ、嬰兒の生存と成長を保証する力を持つと思われる。蔵骨器の内外や墓域の各所から出土する錢貨は、死後の安全と平安を保証し、墓地を鎮めるためであったと考えられた。このように、錢貨は、誕生や死に際して姿を現すので、人間の生命とながかり、これを象徴するものと考えられていたことがわかる。また、住宅建設、井戸掘削、墓地造営など、土地の状態を変化させる場合に姿を現すことから、錢貨が大地と連絡を持ち、これを象徴するものと考えられていたといえる。大地は生命の基盤であるから、錢貨は、大地から生み出される生命を象徴するものであった。その故に錢貨には呪力がこもっていると信じられた。

以上が、前稿の論旨であるが、出土状況からの類推であり、錢貨の呪力の由来そのものを十分には説明できていないといわざるを得ない。しかし、本稿の検討によってようやく、錢貨は、大地の産み出したものであるが故に呪力があると認識された、と言いうるに至ったと考える。

日本における錢貨の呪力の淵源をこのように考えることができる。すると、日本で錢貨が使用されはじめるとともに、神祇関係の諸祭に錢貨が入り込むことは、困難なことではなかったと考えられる。中国の仏教関係における錢貨の経済的な使用法が日本に取り入れられたことは十分にあり得ることであり、錢貨には呪性を内包するという中国における觀念が日本に入ってきたことも考え得ることである。しかし、そのことと、日本における錢貨の呪力の由来とは別のレベルの問題なのではな

らうか。

むすび

本稿では、日本における錢貨の呪力の淵源を、大地の産物とする点に求めた。しかし、あつかった史料のほとんどは9、10世紀のものであった。本稿における考えが7世紀後半から8世紀の段階においても妥当なのか、また、7世紀後半から10世紀までの長い期間、はたして何の変容もなく経過したのか、など、課題を多く残す結果となった。これらについては、今後も検討を続けていきたい。

註

- (1) 『類聚三代格』 承和14年(847) 2月29日太政官符によると、延暦14年(795) 7月27日格というものが出されていたことがわかる。その内容は、鑄錢の料物である春米の鑄錢司への納入を未進とした場合、国司の史生以上の公解を没収して官物に充てる、という厳しいものである。この格は、鑄錢司の鑄造能力の確保をめざしたものであるから、隆平永宝の発行と関連している可能性がある。
- (2) 『類聚国史』 卷9神祇九新嘗祭の項に本条が配列されているので、『類聚国史』もこの年に新嘗祭が行われたと判断していると見られる。
- (3) 鑄錢司の鑄造した錢貨が、太政官をへて大藏省に送られることについては、栄原「延喜式における鑄錢管理システム」(続日本紀研究会編『続日本紀の諸相』塙書房、2004年10月)で論じた。
- (4) 『日本紀略』には「奉新錢於諸寺」とあり、諸寺に「奉」じられたとしている。諸寺に対して新錢を「奉」じたとする例は他にない。また、『西宮記』のこの部分は錢貨の「奉」「給」を区別して記しているので、『西宮記』にしたがっておく。
- (5) 『日本紀略』『九曆抄』ともに、当時の能書は小野道風と藤原文正であるが、前者は目が弱って細字に堪えられず、後者は触穢であったために、阿保懐之が書くことになったという趣旨のことを記している。
- (6) ここまでの経過は、『西宮記』のつぎの記載とほぼ一致している。

○改銭事

大臣奉勅、仰博士令勘進銭文、奏定訖、扱吉日、召能書者於陣頭、令書其文字、奏聞、給作物所、彫定訖、副官符下給鑄銭司畢、其後所鑄進新銭、一貫文許也、解文奏聞之後、先被奉神社仏寺、各例、次勘定仍給諸司所々等、次又勘定御菜料并一院・三宮・親王・女御・更衣・女官等、給法了、次定吉日下宣旨於大藏省、奉当日大藏省、運置件銭於南殿前桜樹東頭、任見參召給之、親王公卿、從陣座、一一進出就膝突、取于禄銭一貫文、一拜退、至宣仁門外令給僕從、還着本座、次諸大夫入自日華門、隨召就膝突、取銭一拜退出、其数各有例数、

〔西宮記〕卷14臨時2、なお卷12臨時1にも「○改銭」として、細部は異なるが、ほぼ同趣旨の内容がみえる。

- (7) このことは、註(6)にかかげた史料のように、「西宮記」の段階になると、恒例の行事と意識されるに至っていた。それによると、鑄銭司から進上されてきた新銭は、先ず神社仏寺に奉り、ついで諸司所々、院宮王臣、後宮、女官などに支給する、とされている。これは、上に見た六国史に見られる各銭の事例と通ずるところがあるので、それらが定式化されていったものと見る事ができる。またここでは、特に新嘗祭との関係は示されていない。

- (8) この区別は「西宮記」でも、仏寺以外は引き継がれている。仏寺に対して「奉神社仏寺」とあって、「奉」とされている。

- (9) ②の万年通宝の項で述べたごとく、天平宝字4年8月22日条のみ「施」の文字が使われているが、これは神に対する奉納ではなく、神主に対する提供とみられる。

- (10) 岡田精司「大化前代の服属儀礼と新嘗―食国(ラスクニ)の背景―」(『古代王権の祭祀と神話』塙書房、1970年4月、もと『日本史研究』60、61、1962年5月、7月)

- (11) 吉村武彦「山海の政」(『日本古代の社会と国家』岩波書店、1996年9月)。なお、吉村氏は聖婚を重視するが、ハツホを食することにわりはない。

- (12) 吉村武彦註(11)論文。

- (13) この大伴家持の長歌については多くの研究があるが、さしあたり鉄野昌弘「陸奥国出金詔書を賀く歌」(『セミナー万葉の歌人と作品』第8巻 大伴家持(一)、和泉書院、2002年5月)、廣川晶輝「陸奥国出金詔書を賀く歌」(『万葉歌人大伴家持―作品とその方法―』北海道大学図書刊行会、2003年3月、もと「大伴家持の陸奥国出金詔書を賀く歌」『北海道大学文学研究科紀要』101、2000年9月)、小野寛「家持と陸奥国出金詔書」(『大伴家持研究』笠間書院、1980年3月、もと「大伴家持と陸奥国出金詔書」『国語国文学論集』1、1971年12月)などをあげるにとどめる。

- (14) 官人給与と銭貨の関係については、榮原「律令中央財政と日本古代銭貨」(『日本古代銭貨流通史の研究』塙書房、1993年2月)で検討した。

- (15) 榮原「延喜式にみえる銭貨」(『出土銭貨』20、2004年3月)

- (16) 高橋照彦「古代銭貨の経済的使用法とその淵源」(松村恵司・榮原永遠男編『和同開珎をめぐる諸問題(一)』2007年3月)

- (17) 『延喜式』にみえる鑄銭関係の条文については、榮原註3論文で検討した。

- (18) たとえば大学寮の博士講説料は、1回ごとの金額を示している。また、左右京職の掃除その他の徭銭を財源とする支出も、金額が示されていない。ともに定期的な支出とは考えにくい。

- (19) これはあくまでも概算の数字である。たとえば、内藏寮の奉諸陵幣の染藍功銭は数准時估値とあって金額がわからないなど、額が確定できないところがある。

- (20) 馬料の総額は、確定できない部分があるが、おおよそ年間3500貫弱、内藏寮の季料は300貫(年間1200貫)である。両者の合計約4700貫だけで全体の約94パーセントを占めてしまうのである。

- (21) 榮原「日本古代銭貨と呪力」(註(14)前掲書、もと『人文研究』43―7、1991年12月)

(大阪市立大学大学院文学研究科、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇〇九年七月一五日受付、二〇一〇年一月一三日審査終了)

The Magical Power of Coins from the Perspective of Their Provision

SAKAEHARA Towao

A study of the practice of giving coins to others as seen in the *Rikkokushi* (Six National Histories) reveals a relationship between coins and their providers, who include the imperial authority and the state. A study focusing on that fact that newly minted Jogan Eiho coins (dating from 870) were given as offerings (*hatsuho*) to *kami* (deities) near the mint, and a comparison with the cases of other coins indicate that great importance was attached to giving newly minted coins as offerings to *kami*.

According to imperial rescripts on new copper coins, imperial decrees on gold mining in Michinoku, and articles on Taiho gold mining, precious metals existed in lands ruled by the emperor, and with their production heavenly and earthly *kami* and imperial spirits assured the legitimacy of the emperor's rule over the land. It was believed that the land was created to provide the precious metals from which coins were made, and it was for this reason that they were seen as offerings.

The emperor's giving of newly minted coins as offerings to *kami* confirms to the *kami* the emperor's legitimacy in ruling the land. Moreover, the emperor gave offerings to members of the imperial family and their retainers, which signified confirmation of the emperor's rule over the land to the recipients of these offerings.

A general examination of articles on the giving of coins in the *Engishiki* and *Rikkokushi* shows more than a few examples of the use of coins as offerings to heavenly and earthly *kami*. As previously mentioned with regard to the offering of coins to heavenly and earthly *kami*, through the giving of Buddhist-related coins, coins function as objects that link imperial rule with Buddha, but this is not mediated by the coins' magical powers.

It is significant that in Japan coins were recognized as products of the land. The source of the magical powers of coins in Japan should be understood in this context. Coins were recognized as having magical powers because they were created by the land.

Key words: Coins as offerings, mint officials, production of precious metals, imperial rule of the land, magical powers of coins